		00087
◆鳥取縣令第二十六號	縣	鳥取縣公都
	命	和
		昭和十一年十月十三日第十一百六十八號
		火曜
		B

鳥取縣公 報

第二條中「支店」ノ

樂種商义ハ製樂者試驗合格證書寫(他ノ道府縣ニ於テ冕許鑑札ヲ受ケタル者ハ其ノ寫)樂劑

師ヲ使用シテ營業ヲ爲サントスル者ニ在リテハ其ノ斃劑師免許證寫

次ニ「若ハ出張所又ハ他ニ製欒所」ヲ履歴書ノ次ニ「及欒劑師免許證寫」ヲ加

第一條中「履歴書ヲ添へ」及但書ヲ削リ

鳥取縣知事

劜

田

淸

辰

第五號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

履歴書(法人ニ在リテハ定欵及營業管理八ノ履歴書)

樂種商製樂者取締細則中左ノ通改正ス

昭和十一年十月十三日

火金曜日發行 (時の翌日、 昭和十一年十月十三日第 七 百 六 十 八 號 (第三種 郵 便 物 認可 (昭和四年四月十五日

取

縣

公

報

(第三

種

郵

便

物

認

藥劑 師二 非 ザ iv 者 之ヲ 管理 ト爲ス 3 ヲ

第三條 薦ニ於テ施行ス 第 規定ニ 試験ニ合格シ 依リ ・出願ス Ø 者ナ ヲ 要ス 但 2 他 取 极 道府縣 又ハ製 薬ニ 於ラ免許鑑札 從 事 シ Ø w 者 = シ タ テ

者及藥劑師ヲ使用シテ營業ヲ爲サ ス 耆 此 シノ限リ 、二在ラズ

第三條ノニ 產婆、 看護婦、 樂種商又ハ製樂者試驗ヲ 鍼術、 灸術、 按摩術及柔道整復術ノ業ヲ爲ス者ハ 受ケ ス 者へ左 第一 當廳 條 出願 出 ヲ爲 ヅ べ ス =

本籍、 住所、 氏名、 生年月日

戶籍抄本

薬品

ノ取扱又

ハ製藥ニ二箇年以上從事

≥

7

7

謟

ス

w

營業主

證明書、

試驗施

期日

ハ其ノ

都度之ヲ告示ス

履歷書及寫真 (願書提出前 月以 内 := シ ß N 华身無臺 ÷E

第三條ノ三 場所 及出願期限 試驗 ジン左ノ 科目二 付筆記 試驗及實地試驗 分 チ之ヲ施 行

藥品及毒物劇物

藥品及毒物劇物 形狀、 性質、 貯藏方法及其 1 他 取 扱上ノ注意事項

 \equiv 薬品ノ 製造及其 ノ鑑定方言 (藥種商試驗=

之デ

除

74 藥品及毒物劇物 實物鑑定及其ノ取扱方法

第三條ノ四 試驗二合格 シ Ø N 者 合格證書ヲ下付

本令ハ公布 H ョリ之ヲ施行

從前ノ規定 依リ薬劑師ニ非ザ w 者ヲ管理 Λ ŀ 3/ テ 藥種商、 製薬者ノ 免許ヲ受ケ本令施行 際現

其ノ業ヲ營 者ハ 本令施行後三箇年ヲ限 ŋ 本令 依 許 叫 ヲ 受ケ A jν Æ

◆鳥取縣告示第五百五 一十六號

75

75

雪害復舊耕地事業助成規程左ノ 通定ム

昭和十一年十月十三日

鳥取縣知事

立

田

淸

辰

雪害復舊耕地事業助成規程

ß

顶

公

第七百六十八

號

昭和十一年十月十三日

(第三糟郵便 物認可)

第四條

助成金ヲ交付

ス

~3

*

Æ

ŀ

認

メ

Ø

キ

條

件

7

定

メ 指

令書ヲ交付

第五條

設計書及事業費

年

度割

豫

算書ヲ

變更セ

ン

ス

キ

知

事

認可

ラ受ク

~

シ

ナク

第二號樣式二依

リ知事ニ之ヲ届出ヅ

~

シ

物

ALL 井堰等) ソ ヲ 詔 昭和年 一月 一度及昭和至ル期間 十二年度三四 於火 デ 耕 復舊セ ン 地 = ス闘 ルス *E IV 公共施

本規程 定ムル 所二依 9 毎年 冷算ノ 圓 內 於テ 助成金ヲ交付

助成金い 左 ノ區分ニ依 之ヲ交付 ス 但 **୬**⁄ 業ノ爲支出 タル費用 シ テ 團 体 又

金叉 寄附金等ヲ受ケ タ w -E 助成 ŋ 之ヲ

地 事業費ノ三分

公共施設 事業費

三月末日迄 助成金 交付 事二 申 請 ケ ス N. 昭 號様式ノ 在 願書 テ 昭 左 和 车 類 末 H 添 付 ス

==

=

ク

16

ヲ

31

前

年

設計書

事業費年度割

シテ許可又 可ヲ Æ == 在 其 許可

法人ニ在リテ ハ當該事業ニ 對 ス 收支豫算書

數人共同シテ事業ヲ行フ場合ニ 在 代表者ヲ定メ Ø jν 委任狀

第九條 條 ヲ 助成 助成金パ 明ラカ 助成金 金ノ 叉ハ 交付ヲ受ク 實地檢查 交付ヲ受ク 書類帳簿ヲ 上之ヲ Æ 一必要ナ 1 備付ク 查定交付 ハ事務所ヲ設ケ = 命 事 ヲ 取 當該官吏、 毀サ 業ノ 處分ヲ 狀 吏員 迟 費用 ヲ テ 收支、 係 書 其ノ

助成

金

ハ年度割

工

事

ラ三分ノ

以

上竣功

Ø

jν

キ

分

割

請

求

ヲ

爲

ス

3

۲

ヲ

他

事

業

關 ス ヲ添

年度終了

,後一箇月

內

=

知

事

之ョ

提出

ス

助成金ヲ請求セ

ン

ス

jν

Æ

第四號樣式ニ依リ

請求書二

事業成績書、

收支決

第三號樣式二依

リ

申請シ

事業ノ

指導監督ヲ受クベ

≥⁄

助成

工事

ラ

開始シ

第七百六十八號

事業者

一於テ負

擔

タ

ヲ

シ

L

≥

場

合二於テ

共

帳簿、

第十二條 左ノ各號 = 該當ス 助成金交付 指令ヲ取消シ 叉 ٨, 旣ニ交付シ Ø w 助成金ノ

取縣公

報

第七百六十八號

昭和十一年十月十三日

(第三種

郵

物認可)

部者ハ一部ヲ返還セ

本規程又ハ本規程 ニ基キ發ス 命令二 違背シ其ノ他不正ノ行 爲ア ト認メ y ŀ Ø 認メ w Þ

工事ノ出來形不完全若 ス工事ノ 停止 廢止等竣功ノ見込ナシ

詐欺ノ手段ヲ以テ助成 交付 ヲ受ケ タル

第十三條 本規程ニ依リ提出 ス w 書類 其ノ 工事施行 地ノ 属ス ĵν 市役所又 ۸, 町村役場及臨時水災復

第一號樣式

第十四條 本規程ニ依ル事業年度 ハ 四月 H 3 翌年三月三十一 H = 至ル

簡年

ŀ

ス

興事務局耕地係派出所ヲ經由ス

べ

也

月

П

事業ヲ施行致度候ニ付助成相成度雪害復舊耕地事業助成規程ニ依リ此段申請候

雪害復舊耕地事業助成

願

別紙設計書記載ノ

住

所

鳥取縣公 第七百六十八號 昭和十一年十月十三日

第三號樣式 昭和 第二號樣式 工事 知 工事施行位置 知 日開始 年 種別 年 **雪害復舊耕地事業指導監督申請 雪害復舊耕地事業開始(完了)届** (完了) 致候條此段御届候也 月 月 事 事 宛 日鳥取縣受耕第 住 H 氏 氏 所 號指令ニ基ク工事 名 名 ハ 昭和 Ep FII 年 月

Ł

公報

į			1		ĺ	o it was	1	1								=
鳥取		水 路 ——		道路		耕地	工種			事	知				業	
取縣公報							工復			事業成績書					業成績書及收支決	
	4000 0000000000000000000000000000000000						事と数	昭		書				年	及收支	
第七百六十八號		間		間		町 步	量定	和何年			事			•	決 (精	
號							終前	度			宛			月	$\overline{}$	
昭和							年度	至 昭 和 和	3 2 2						算書添附	
十一生	-	阊		胃	p	町步	了迄	和标	Ш				住	Ħ	附此段	
昭和十一年十月十三日		191		H)		· · ·	終本	年年	E	•		氏			此段請求候也	
Ħ							年	月月]						候	
(第 三	The same and	9 13		1 Es	Į.	IŢ	了度						所			\
(第三灣郵便			<u>-</u>	[] []		\$ m		E F	i							
物認	月	昭和	月	昭和	月	昭和	終了豫定時	事業成績書								
#)	Ħ	年	B	年	H	年	疋 時期	績書				名				
九	• • •		1.1				/3±=					即				
è						:	備									
A STATE OF THE STATE																
							考									

第四號樣式 二分ノ 三分ノ 昭和 昭和 右工事指導監督相受度候條係官御派遺相成度此段及申請候 金 希望時期 年 年度事業ノ爲支出シタル金額 外共施設 **雪害復舊耕地事業助成金請求書** 圓也 圓 月 事 宛 月 住. 日鳥取縣受耕第 H 氏 (第 所 回 號指令ニ基ク助成金御交付相成度別紙事 圓二對スル 名 EP

溜池

箇所

步簡 步簡合所合所

步簡 步簡

昭和

年

日

昭和

年

月

H

其井 他堰

箇所

					0009	-					. 20 11					
	科	補	備							科		收	Ξ			備
	目	補助金	考									收 支 決 (豫定ノ	工事	耕地	考
	豫復	寄附金、								 目		(精) m 質	曲分	工事施行後	耕地ニ在リテ	
·	算舊 總設 額計	雜 收								度迄収え		昭和何年度	終了	ノ土地	ハ開	
	事終前年 費を 額を を を を と と と と と と と と と と と と と と と	ハ								入前額年	收	至自 昭昭	セサリシ	利用狀況	田、開畑	
	額タ迄ルニ	9 1719								 本	入	和和	モノニ	ヲ末屋	三區別	
	業費を で で 変 変 変 の の の の の の の の の の の の の	説明								本年度收入額		年年 月月	付テハ其ノ	=	がスルコト	
	1 11 10	ノコト					!					ДД	事由	ノコ		
	5+	·								附		日) 收支決	ヲ備考欄ニ記入ノ	F		
	殘				•			•	Î			決()	記入			
. •	額) 1 1 1					(精) 算書	ノコト			
	附									雪						
				·												
	記															

鳥取縣公報

第七百六十八號

昭和十一年十月十三日

(第三種郵便物認可)

鳥 取 縣 公 報 第七百六十八號 昭和十一年十月十三日

(第三鍾郵便物認可)

可)

<u>_</u>

取

公

第七百六十八

一年十月十三日

豪

物認

वि

7月二十

3

一当シ同年九月二十一日訂正寺町一三八番地ョリ移轉産婆名簿登録事項訂正方出昭和十一年八月二十六日前住所並開業地鳥取縣鳥取昭和十一年八月二十六日前住所並開業地鳥取縣鳥取

願市

鳥取縣知事

立

 \coprod

淸

辰

辰

辰

◆鳥取縣告示第五百六十二號

當管内ニ於ケ jν 健康保險路ト

シ

テ 左

通指定ス

認 ग

岩美郡小田村第四耕地整理組合設計書變更ノ件認可 ◆鳥取縣告示第五百五十七號 備 氣高郡吉岡村双六原耕地整理組合設計書變更ノ ◆鳥取縣告示第五百五十九號 氣高郡吉岡村長柄第二耕地整理 ◆鳥取縣告示第五百五 支出ノ附記欄ニハ今回ノ事業費ノ内譯ヲ記載ノ 昭和十一年十月十三日 和十一年十月十三日 十八號 組合設計書變更ノ件認可 鳥取縣知事 鳥取縣知 件認可セ Ŀ IJ 水. リ 立 セ Ħ Ш 淸 撟 辰 辰

00093 昭和 ◆鳥取縣告示第五百六十一號 氣高郡大和村横枕第二耕地整理組合設計書變更ノ ◆鳥取縣告示第五百六十號 + 昭和十一年十月十三日一年九月産婆名簿登録事項ノ 昭和十一年十月十三日 昭和十一年十月十三日 訂 正 鳥取縣 鳥取縣知事 セ シ 者 知 左 一件認可 如 立 1 乜 田 田 清 淸

第七百六十八號

鳥取縣公報

昭和十一年十月十三日

(第三種郵便 物

=

.=						i
召印十一年十月十三日印刷	四种十一年十月十三 中 第五、四八四	日迄ニ申出ナキ場合ハゲ左記墓地ハ改葬セラル	內科皮膚病科性病科	専門科名	昭和十一年十月十三日	鳥 取 縣 公報 第七百六十八號
ינו	一日 一番 一 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	ハ管理者ニ於テ適宜處理スペキ旨ルベキニ付有緣者ハ昭和十一年十六十三號	東伯郡三朝村字三朝八八一	診療所所在地	十三日 鳥取縣知事	昭和十一年十月十三日(
	八二番墓地八畝步	キ旨照會アリタリ年十月二十五日迄ニ	岡本甚	氏	立	第三種郵便物認
鳥取縣		管理者宛	六	名指		可)
鳥取市東	清	申出ラルベ	昭和十一年	定年	清	
東町	辰	カ期	十月八日	月日	· 辰	

昭和十一年十月十三日發行昭和十一年十月十三日印刷

鳥 取刑 務 支 所鳥取縣氣高郡大正村大字古海鳥 取